会議録（１）

会議の名称	令和６年度　第１回　飯能市障害福祉審議会
開催日時	令和６年８月２６日（月） 開会　午後６時００分　　閉会　午後８時２０分
開催場所	飯能市役所本庁舎別館２階会議室
会長氏名	中島　修
出席委員	中島　修　　角田　健一　　大森　三起子　　岡田　和家 窪寺　朋子　　小野寺　江吏子　竹村　敦子　　佐藤　智恵美 原　　陽一　　樽澤　久美子　双木　和宏　　星野　幸恵 小島　崇幸　　吉岡　かおる　和田　芽衣
欠席委員	齋藤　みどり
説明者の職氏名	福祉部長兼福祉事務所長　五十川　美也子 障害福祉課長兼つぼみ園長　浅見　礼子 障害福祉課主幹（基幹相談支援センター）山本　賢 障害福祉課主査（生活支援担当）佐藤　正也 障害福祉課主査（総務担当）吉山　博樹
傍聴者の数	なし
会議次第	別紙のとおり
配布資料	別紙のとおり
事務局職員職氏名	福祉部長兼福祉事務所長　五十川　美也子 障害福祉課長兼つぼみ園長　浅見　礼子 障害福祉課主幹（基幹相談支援センター）山本　賢 障害福祉課主幹（つぼみ園副園長）関根　桂子 障害福祉課主査（生活支援担当）佐藤　正也 障害福祉課主査（総務担当）吉山　博樹 障害福祉課主査（基幹相談支援センター）泉田　みどり 障害福祉課主任（総務担当）安永　伸達 障害福祉課主事（生活支援担当）林　寛斗 障害福祉課主事補（生活支援担当）中村　圭希
飯能市委託事業所	飯能市すこやか福祉相談センターいなり町　野﨑　光子 飯能市すこやか福祉相談センターさかえ町　有賀　りつ子 飯能市すこやか福祉相談センターみなみ町　山口　晋 飯能市すこやか福祉相談センターはちまん町　山崎　寛之 飯能市精神障害者地域活動支援センター希望　萩原　純子 飯能市障害者就労支援センター　萩原　邦男

会議録（２）

議事録の概要（経過）・決定事項
１　開会（午後６時００分） 　障害福祉課長 ２　あいさつ 　市長 ３　自己紹介 ４　飯能市障害福祉審議会の役割について ５　報告 　第４次飯能市障害者計画・第６期飯能市障害福祉計画・第２期飯能市障害児福祉計画の成果について ６　議事 （１）審議会会長の互選、職務代理の指名について 　・委員の互選により、中島修委員が会長となった。 　・会長の指名により、大森三起子委員が職務代理となった。 （２）第５次飯能市障害者計画・第７期飯能市障害福祉計画・第３期飯能市障害児福祉計画について 　・令和６年度実施計画について、事務局より説明を行い内容について了承を得た。 （３）仮称）手話言語・意思疎通条例（案）について 　・事務局より説明を行い内容について了承を得た。 ７　その他 　・各イベントや講演会のお知らせ ８　閉会（午後８時２０分） 　障害福祉課長

備　考	

会議録（３）

発　言　者	発　言　内　容
課長	それでは、議事に入らせていただきます。現在、会長が不在となっておりますので、会長が選任されるまでの間、福祉部長が仮議長となり、議事を進めたいと存じますが、いかがでしょうか。 （異議なし）
課長	異議がないようですので、福祉部長にお願いいたします。
部長	それでは、しばらくの間、仮議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。 議事「（１）審議会会長の互選、職務代理の指名について」を議題といたします。 会長につきましては、飯能市障害福祉審議会条例第５条に、「審議会に会長を置き、委員の互選により定める。」とあり、「会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。」とあります。 最初に会長の互選を行っていただき、会長が決定した後に、会長から職務代理者を指名していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。 互選の方法ですが、指名推薦にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。 （異議なし）
部長	異議がないようですので、指名推薦とさせていただきます。どなたかご推薦いただけるようでしたら、ご発言をお願いいたします。
委員	中島委員にお願いしたいと思います。 地域福祉計画、手話言語条例などの話しが進んでいて、地域福祉を含む部分も非常に多くなってくると思います。 地域福祉の手法を多く経験されていらっしゃいますので、ぜひお願いできればと思います。
部長	ただいま、中島委員とのご推薦がございましたが、いかがでしょうか。 他の方へのご推薦はございますか。

	（なし）
部長	他にいらっしゃらないようですので、ご推薦のとおり、中島委員に会長職をお願いしたいと存じますが、中島委員お引き受けいただけますでしょうか。
委員	では、お引き受けいたします。
部長	ありがとうございます。では、ご推薦のとおり、中島委員を会長に選任することに賛成の方は拍手をお願いいたします。 （拍手多数）
部長	拍手多数であります。よって、中島委員を会長とすることに決定いたしました。以後の議事進行については、中島会長に交代いたします。委員の皆様、ご協力ありがとうございました。
課長	それでは、これより中島会長に議長をお願いしたいと存じます。また、「会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。」とありますので、職務代理者をご指名いただきますようお願いいたします。 では、中島会長は会長席にお移りいただき、一言ごあいさつをお願いいたします。 ごあいさつの後、職務代理者のご指名もお願いしたいと存じます。
会長	（会長あいさつ）
会長	それでは、議事に戻りますが、職務代理者については、会長が指名することになっております。 職務代理者については、引き続き、大森委員を指名させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。 では、席を移動していただき、ごあいさつをお願いいたします。
職務代理	（職務代理あいさつ）
会長	それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。委員の皆様のご協力をお願いいたします。 では、次第（2）第5次飯能市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画についてを議題といたします。 事務局の説明をお願いします。

事務局	（資料により説明）
会長	説明は以上です。皆様から何かご意見やご質問はございますか。
委員	情報量がとても多いということで、資料を事前に拝見しました。 自分も採点する立場でしたので、他事業所さんの結果や評価を見ながら、自分の所ではこういうことが出来ていないということを気づかされることもありましたので、こういう事業所としての評価があることは参考になります。引き続きやりたいと思いますが、毎年ということになると各事業所さんの負担が大きいと思いますので、こういった改善は良いと思います。
委員	初めての参加で少し不慣れで申し訳ありません。 高齢者の分野でも、やはりこういった計画の見直しが行われております。 こちらの計画も本当に詳細な取組ごとに、取り組んだ事業所、市の組織ごとに分かりやすくまとめていただき、その成果を見える形で示していただいています。 まさに、努力の成果としてこの計画が作られているということで、今までも素晴らしいものであったと思いますが、実際に私達も高齢者の分野で、毎年の見直しであったり、それを次の評価にどう結び付けるかということが課題になっていました。 今の説明のように、このような整理をされて、報告とその評価というものを計画的に行われるのはとても良いことだと思いました。
会長	さきほど説明のあった 8050 の問題ですとか、重層的支援体制整備事業、私も県の方で地域包括ケアを一緒にやっていますが、やはり高齢者分野と障害者分野の連携は非常に大きいと思います。
委員	初めて参加させていただき、事業所が出している評価などがこういう形で公表されて、結果として出され、また次に繋がっていくのだということを改めて感じました。 ただ、あの膨大な資料を見て、そこに記入するというのは、やはり大変なところがありますので、今の説明のように軽減していただけると助かる気持ちがあります。
委員	毎年見るのも大変ですし、当然ながら重複する部分もありますので、項目が少し減れば、少し内容が整理されるのではないかと思いながら聞いていました。

委員	精神科に所属しておりますが、精神科の医療のみならず、障害に関わる部分については、例えば発達障害の支援等も最近行ってまいりましたし、飯能市の掲げる理念と私達の法人も地域で、患者さんが生き生きと暮らせるという理念が一致しているところで、包括も含めて、飯能市とともにやっていこうというつもりでおります。これが数値目標として出てきている。 実績報告もあがっておりますが、こういう目で見える形で分かるというのは、本当に日々を実現しているということが見えてきて、すごく良いと思います。
会長	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムという所の部分をお話しいただきましたが、こちらも重要なところで、高齢者分野だけではなくて、障害のある人等への地域包括ケアも議論が必要となると思います。
委員	該当する項目について、振り返りができたり、事業所の評価についてもこれぐらいだったと振り返ることができるところがありました。、みなさん忙しい場合、なかなかその振り返りを書くことの難しさがあったと思いますが、事業所も一緒にやっているというところは、ありがたいというところはあります。 会議というところでは、障害児支援部会で児童発達支援センター等の協議をさせてもらっていて、まだまだ検討材料がいっぱいあるというところで協議終了になってしまったので、できるだけ目標は達成できるような協議にしたいと思っています。 また、第３期障害児福祉計画の方でも課題があがっていますので、その課題に少しでも対応できるようなものにしたいと思います。
委員	細かい取組ごとに指標を積み上げていくことも大事だと思いますが、基本目標ごとに最大８ということになると、非常に負担軽減になりますし、事業者としてどういうことなのかを全体で見られるのかなと思います。
委員	事前に計画書を読ませていただきました。 重点取組として、障害特性に配慮した防災対策があります。 その障害特性に応じたという内容もあり、それにあわせて、事業所としてはやはり何らかの対応をしていかなければいけない。 災害に対して具体的に対応できるのか、全体で連動できるのか、事業所のあり方について考えさせられました。 もう１点、この計画は、障害のある方に向けられたものですが、私のところだけかもしれませんが、支え手が徐々に不足しているイメージが多くあって、支える側へのアプローチというか、事業所も協力しながら、地域での取組をどのようにやるのかというものがあげられたら良いと思います。

委員	私も事前に５年度の実績を見まして、フィールドとしては、地域なんですけれど、やはりこれからは、地域福祉、障害福祉の連携というか、一体の考え方で見ないといけないんだということをあらためて思いました。 評価について、３年に１回の評価、いわゆる中間評価みたいになるということ、その間は、進捗報告という形になるという説明でしたが、そこでの評価は行わないわけですね。 進捗報告で評価は行わないですけれど、しっかりと現状と課題について整理した形で、この審議会の中できちんと共有できると３年目の評価がまた違うのかなと思います。 ８１の取組があるわけなので、これを全て毎年やるのは難しいという課題もありますが、市や各団体事業所のみなさんがすばらしい分析をされているので、ここのところは残して、現状報告される間の年でも整理していくと、３年目の評価、また４年目以降の結果がしっかりとしたものになってくると思います。
会長	今の点ですけれど、事務局の方から補足をお願いします。 １年目、２年目は取組状況や進捗状況をお話ししていただいて、現状を共有するということですね。 この審議会の評価は３年目に行うということでよろしいでしょうか。 お願いします。
事務局	６年間ある障害者計画を、前期、後期の３年に分け、１年目に、３年間このようなことに取り組みますとご報告いただき、２年目の４月に、前年度の進捗状況の報告、３年目も同様に行い、４年目の４月に、進捗状況の報告、３年間の実績報告と評価をしていただくような形になります。この方法ですと、毎年、１年１年ということではないので、３年間の長期的な取組についてもやりやすくなるのではないかと思っております。 また、３年間の取組の中で、毎年進捗状況を報告いただくことで各事業所でどのような取組をされているのかということについて、お互いに参考にしていただきき、２年目、３年目の時に取組を見直していただくこともできるのではないかと考えています。 続いて、取組が８１に増えたことについて、これまでの取組ごとの報告となると、報告作業に相当な労力が必要となります。このため、報告単位を基本目標の数、最大８とし、基本目標にどういった形で取り組んでいくかということを、障害者計画に記載されている施策や取組を参考にしていただくなどご検討いただきまして、その中で、一つでも複数でも構いませんので、目標を立てて進めていただければと思っております。 新たな報告様式、ご報告いただく時期については、本審議会後、事務局で検討し、各事業所に案内させていただきたいと考えておりますのでよろしくお願

	いいたします。
会長	この件については、後でみなさまのご承認をいただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。
委員	私は初めて参加をしまして、この分厚い資料を前もって読んだのですが、今日みなさんの話しを全部理解するのは、少し難しいかなと思っております。 これから参加をしていく中で、内容をきちんと把握して、その後に情報を共有して協議できるのかなと思います。
会長	あまり、きちんと発言するというよりも、感想であったり、こういうようなことが気になったとか、そういうことでかまいません。 あまりきちっと読んで、きちっとやろうとすると、大変になりますので、その辺は可能な限りで結構です。
委員	みなさん方も、想像以上にたくさんの課題があるのだと思いましたので、みなさんと一緒に頑張っていきたいと思っています。
委員	毎年、実施計画の報告について、ものすごい量があり、理解するのに非常に時間がかかっておりまして、当団体としても、難しい状態なので、軽減していただくことは、非常に賛成でございます。
委員	暮らしやすくするために、細かい取組を日々していただいていることにまず感謝します。 私も、２０年障害福祉団体の代表として、障害福祉のこういった委員会に出ているのですけれども、本当にたくさんの立場から見ますと、児童の時にしっかりと取り組んでいくことがとても大切だと思います。 私の娘も、学校を卒業してそれなりの受け入れ先がきちっとあるのかが課題だったりしましたが、児童の場合は、例えば、公園の問題とかがあって、やはり発達障害のお子さんはなかなか公園で楽しめないこともあるので、そうした所でみなさんが楽しく過ごせるような取り組み、心のバリアフリーの所でしっかりと取り組んでいただいたり、何か看板設置や広報なども一緒に活用しながら、取組に落とし込めればと思います。
委員	報告期間が３年に１度ですと、任期２年の間に結果を聞かないままに終わるのでしょうか。 事業所では、おそらく交代でされるので、事業所の継続計画の中で対応されますが、我々当事者としたら、継続してこの場に出席しているのか分からない。 スタートしたものが、結果どうなったのかを分からないまま終わるというこ

	とになるのでしょうか。 　今日、ご報告いただいた内容を見ると、放課後等デイサービスの事業所が増えています。 　自立に向けて、放課後が我々保護者自身が子供との大事な時間を進めるために、量に加えて質も必要になってくると思います。 　飯能市は、地域移行達成０件となっていますが、共同生活援助、就労継続支援Ｂ型が増えている一方で、地域生活への移行が出来ていないことについて、どのように捉えていますか。
会長	最後の所は、グループホーム等が増えているけれど、地域移行０件という所の部分がどういう関係なのかということですね。 　二つ目は、放課後等デイサービスのサービスの質の問題が指摘されていて、今度、国の方も大きな転換をするという予定ですけれども、この量から質へというところのご質問ですね。 　そして、最初の質問が大事ですね。任期が２年なんだけれども、３年ごとの評価っていうことで、我々は聞けないかもしれない。そういうことでしょうか。可能な範囲で、事務局からよろしいでしょうか。
事務局	委員の任期が２年とのご指摘については、確かにその通りです。 　事業所の負担軽減を図りたいという思いから、このような提案をさせていただいたところです。進捗状況は毎年ご報告いただきますが、評価は４年目にしていただくとなると、当然、その間に委員の交代がありますのでどのようにしていくか検討させていただきます。 　また、これはあくまでも事業所のみなさまの取組についてですので、市の取組はこれまでと同様、毎年、報告をしてまいります。 　市の取組、事業所の取組を整理して、飯能市全体としてこのような形で進めていますというようなご報告ができるよう検討し、次回の審議会でお示しできればと思います。 　なお、これまで、毎年の実績、評価については、審議会で報告し、結果を、市のホームページで公表させていただいております。市のホームページでの公表につきましては、これまでと同様に行いたいと考えています。
事務局	グループホームの関係については、確かに委員のおっしゃる通りで、グループホーム、就労継続支援Ｂ型は増えています。 　実際に、例えば重度の障害のある方に対するグループホームが飯能に出来たのですが、このグループホームに入所される方たちというのは、今飯能の在宅で重度の障害のある方たちが入っているという事情もあります。 　それなので、地域移行の形を優先するというためにグループホームを作ったというわけではないというところがあって、我々としては、確かに施設入所の

	方たちの地域移行の受け皿として進めていきたいという所もあるのですが、相談支援事業所のご判断や、実際にそこに地域移行をご希望されている施設入所者の方たちの状況と施設側、入所されている施設さんのタイミングというのが揃わないと、移行がなかなか進まないというのが、現状ではあると思います。 　実際に今、１０代の方から２０代の方は、重度の障害のある方たちがグループホームに入所するのが、早くなってきています。８０５０の前に６０３０で入所するというような方が増えてきてるのではないかと思います。 　施設入所からの地域移行というのは、その受け皿を作ったから、移行が進むわけでもないというのが現状です。
事務局	放課後等デイサービスのご指摘、量の整備から質への転換ということは、国の方でも報酬改定の中で、そのような方向付けをしてきたのではないかというふうに見ております。 　飯能市でも、ここで放課後等デイサービスの事業所が増えている中で、本日は細かい数字をお持ちしておりませんが、参入された放課後等デイサービスの事業所で、虐待通報のような形で事例化してくることも時々ありますので、委員のご指摘の通り、今後については、質の向上について課題として認識し進めたいところです。 　障害福祉課では、障害者虐待防止センターで取り扱う関係で、年に１回ほどになるのですが、市内の事業所、福祉施設従事者向けの研修を実施するなどしております。 　ここで、各事業者につきましては、虐待防止委員会を設置することが義務づけされてきて、研修も事業所ごとに行っていただくことにはなるのですが、なかなか小規模の事業者さんが多いものですから、協議会という枠組みで研修会を実施していくという方針で実施しておりますので、そのような取組を続けていきたいと考えております。
委員	私も、今回は、C と D は特に何か機会がなかったという所が、コロナで特にあのイベントに参加できませんでしたとか、そういうものが多いので、致し方ないのかなと思います。 　全体としては、なかなか頑張っているなという印象です。 　地域移行の話しは私も気になっていて、５人というのは目標がそもそも高かすぎるのではないかと思います。 　地域に移行出来る方がそもそも施設にいらっしゃらなければ出来ないわけで、目標として今後もどんどん増やしていく感じにはなっていますが、これはむしろみなさんが適切な所で暮らせるようになったら、減ってくるものなのではないかと思ってしまいます。 　私なんかは、どちらかというと、在宅が難しくなって、施設とかグループホームに入る方のお手伝いをするようなことが多くて、特に親なき後の問題で、

	後見人についても、親御さんがいなくなったら、ちょっと在宅は無理ですねということになって、グループホームとか施設を探すっていうようなことをしているので、なかなかこれを目標として掲げるのは難しい問題なんだっていうふうに考えておりました。 　ただ、他方で地域に移行したいという希望がありつつ、支援があれば可能なのに出来ていない方がいらっしゃるならば、支援は必要なので、そこを漏らさないようにしていくのはどうすればいいのかなとも考えております。 　委員のお子さんの課題が無くなってくる時期のお話しをお伺いして、真ん中あたりは充実してきていて、児童の所と高齢障害の方に課題が残っているのかなと思いました。
委員	育成会に入会されている方に聞いても、施設入所の地域移行って、実際の話し、耳の痛い話しという方もいて、実際に今入所されている会員さんも、地域移行について、要は自分のお子さんを地域移行して取り組んでいけるかっていう場合に、取り組めるご家族は少ないんですよ。 　そうではなくて、入所させたということが最終章で、そこに後見人を付けている方もいます。 　それで、要するに社会的に自立したんだっていう風な評価もあるんです。 　社会参加も含めてしっかりと取り組んでいくことが必要で、それも踏まえてちょっと検討していただきながら、この問題に取り組んでいければいいなと思います。
会長	色々なケースを見て来られていると思いますので、地域移行はなかなか簡単ではないっていうことがまさに今の話しだと思います。 　色々な立場や色々な考えの方がおられると思いますし、この数字は正直言うと、国や県の数字が機械的に降りてきたもので、飯能市としては出さなくてはならない数字ということなので、そのあたりは、またみなさんで議論していけたら良いと思います。 　それでは、今回の事業所の方の報告と評価について、事務局からご提案いただいたこの形で、まずやってみるということでご承認いただいてよろしいでしょうか。 　先ほどの説明のとおり、もう少し工夫をするとした前提で進めていくということでよろしいでしょうか。 　（拍手） 　承認をいただきありがとうございます。 　これで進めさせていただきたいと思います。

会長	他には、ございますか。 ないようですので、次の議事に移ります。 （3）仮称）手話言語条例・意思疎通条例（案）についてを議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
事務局	（資料により説明）
会長	説明は以上です。皆様から何かご意見やご質問はございますか。
委員	この条例の名称ですとか内容についてですが、手話が言語であるということで、条例の名称を聴覚障害者として決めるのはちょっと難しいと思いました。 発達障害の方とか精神障害の方も団体の方もいらっしゃいます。 名称ですとか内容について、みなさまの意見をお聞きし、手話言語だけを作るのではなく、他の障害者の方と一緒にやりたい、そういう背景があります。 手話サークルの講習で私は今指導しています。発達障害をお持ちのお子さんがいるお母さん２人が参加されています。 お子さんのコミュニケーションの方法ですが、発達障害の方でコミュニケーションを取るのが難しい、取れないというような話しを伺うことがあります。 障害の特性はあると思いますが、意思疎通が難しいのは共通の悩みだと思います。
委員	団体の聞き取りは、当団体もありました。その中で、手話を用いることの難しさを感じました。 私たちは、発言者の方の表情を見たり、そういうことも含まれてきますが、手話の場合というのは、通訳者の方の通訳を見るということで、情報がとても限られるなっていうふうに感じました。 本来でしたら、発言している方の表情も見れたら、細かいニュアンスも受け取れるのかなと思う場面がたくさんありました。 あるいは、発言が早い方の手話通訳がしきれていないのかと思われる場面も何回か見受けられました。 自分自身が使えないまでも、手話通訳の方が通訳しやすいような配慮を自分たちでできたらと思いました。 また、例えば知的障害の人にも本当に寄り添ってくれるので、私は一緒にこうやって生きていく中で、私達も寄り添いたいと思いました。 それなので、育成会は聞き取りの時にも、手話言語というものを中心にこの意思疎通の条例を作って欲しいというふうにお願いしています。
会長	背景も含めてありがとうございました。

委員	手話言語条例の聞き取りにはちょっと参加出来なかったのですが、障害特性に応じた多様な意思疎通支援のためにも必要な条例だと思います。
会長	私としても、大変素晴らしい、この併記されている条例って素敵だなと思っています。
会長	他には、ございますか。 ないとのことなので、本日の協議事項は以上でございます。 よって、これをもちまして、議長の任をおろさせていただきます。 委員の皆様、ご協力ありがとうございました。

議事のてん末・概要を記載し、その相違ないことを証するためここに署名します。

令和　　年　　月　　日

議長の署名